

## レポートスミセイ2007 差込

◆「レポートスミセイ2007」のP58～P61には、金融商品取引法（平成19年9月30日施行）に定める特定保険契約と定義される保険商品についての記載があります。

以下の商品については、市場リスクやご負担いただく費用等、ご留意いただく事項がございます。

添付資料の商品別「ご留意いただく事項」を必ずご確認ください。

	商品別の「ご留意いただく事項」	掲載頁
主契約	●確定給付企業年金保険(02)	P 1
	●新企業年金保険(02)	P 3
	●厚生年金基金保険(02)	P 5
特約	●特別勘定(第1)特約 ●特別勘定第2特約	P 7～14
	●新単位口別利率設定特約(以下、「GIC特約」)	P 15, 16
確定拠出年金	●確定拠出年金保険(単位保険別利率設定型/5年) ●確定拠出年金保険(単位保険別利率設定型/10年)	P 17

## 1. 確定給付企業年金保険(02) 主契約（一般勘定）

### ①手数料について

- この保険契約をお引き受けするにあたって当社が頂戴する手数料は、保険料積立金（保険契約上は責任準備金といいます。以下同じ）の運用・管理に係る資産運用手数料と加入者管理等の制度管理業務に係る制度管理手数料です。
- 資産運用手数料  
主契約（一般勘定）の資産運用手数料は、当社がお引き受けする保険料積立金のうち主契約（一般勘定）の経過責任準備金（保険料積立金の月始元本平均残高）に比例し、2ページのランクごとの経過責任準備金に対応する資産運用手数料率を乗じた金額の合計額を、毎保険年度末決算時に保険料積立金から取り崩してお支払いいただきます。
- 制度管理手数料  
当社がお引き受けする制度管理業務の種類・内容等に応じて、2ページの制度管理手数料を頂戴します。
- 主契約（一般勘定）の資産運用手数料および制度管理手数料には、その他の各種計算サービスに係る手数料は含まれておりません。これらにつきましては、ご契約の内容に応じ、別途申し受けます。

### ②損失発生リスクとその発生理由

- 主契約（一般勘定）の保険料積立金を取り崩す場合、その事由および金利状況によって払戻等控除を適用し、主契約（一般勘定）の保険料積立金から控除することがあります。  
※年金および一時金等のお支払いは払戻等控除の対象とはなりません。
- 払戻等控除は、10年利付国債について、「①払戻日前日における最新の10年国債応募者利回り」が「②①の国債の発行日以前過去5年間の10年国債応募者利回りの平均値」を上回る場合に発生します。（金利上昇局面において発生する可能性があります。）
- その結果、適用時の金利情勢によっては、**保険料積立金が元本を下回ることがあります。**  
※詳細につきましては、当社パンフレットまたは契約締結前交付書面をご参照ください。

### ③その他留意点

- 次の場合には、保険料・解約返戻金・保険料積立金・払戻等控除額の計算の基礎となる予定利率等を変更する場合があります。
- 金利水準の低下、その他の著しい経済変動など、この契約の締結の際、予見しえない事情の変更により特に必要と認められた場合

【資産運用手数料率】

住友生命分 経過責任準備金	手数料率
1000万円以下部分	0.700%
1000万円超 5000万円以下部分	0.550%
5000万円超 5億円以下部分	0.350%
5億円超 10億円以下部分	0.200%
10億円超 20億円以下部分	0.200%
20億円超 30億円以下部分	0.200%
30億円超 50億円以下部分	0.200%
50億円超 100億円以下部分	0.180%
100億円超 200億円以下部分	0.160%
200億円超 300億円以下部分	0.160%
300億円超 500億円以下部分	0.160%
500億円超 1000億円以下部分	0.150%
1000億円超 1500億円以下部分	0.140%
1500億円超 2000億円以下部分	0.130%
2000億円超部分	0.120%

■消費税および地方消費税は別途申し受けます。

【制度管理手数料】

		当社単独契約	当社幹事契約	当社総幹事契約	当社副幹事契約	当社非幹事契約
定額部分	本則基準に基づく契約	605,000円	645,000円	645,000円	40,000円	—
	簡易基準に基づく契約	280,000円	300,000円	300,000円	20,000円	—
被保険者数 比例部分*1	1,000人以下部分	1人あたり 700円	1人あたり 700円	1人あたり 700円		
	1,000人超 2,000人以下 //	625円	625円	625円		
	2,000人超 3,000人以下 //	550円	550円	550円		
	3,000人超 5,000人以下 //	475円	475円	475円	—	—
	5,000人超 1万人以下 //	400円	400円	400円		
	1万人超 3万人以下 //	225円	225円	225円		
加入者数 比例部分	1,000人以下部分	1人あたり 725円	1人あたり 725円	1人あたり 725円		
	1,000人超 2,000人以下 //	725円	725円	725円		
	2,000人超 3,000人以下 //	700円	700円	700円		
	3,000人超 5,000人以下 //	655円	655円	655円	—	—
	5,000人超 1万人以下 //	600円	600円	600円		
	1万人超 3万人以下 //	550円	550円	550円		
年金 受給者数 比例部分	1,000人以下部分	1人あたり 4,300円	1人あたり 4,300円	1人あたり 4,300円		
	1,000人超 2,000人以下 //	2,800円	2,800円	2,800円		
	2,000人超 3,000人以下 //	2,100円	2,100円	2,100円	—	—
	3,000人超 //	2,000円	2,000円	2,000円		
受託機関数比例に関する事務 (当社以外の1受託機関あたり)		—	1受託機関 あたり*2 20,000円	1受託機関 あたり*2 20,000円	1受託機関 あたり*2 20,000円	—

■上記の制度管理手数料については、平成12年度平均全国消費者物価指数を基準として、毎年の上昇率を加味します。

■消費税および地方消費税は別途申し受けます。

■\*1 被保険者数 = 加入者数 + 年金受給者数

\*2 信託銀行数については複数の場合でも1受託機関とします。

## 2. 新企業年金保険(02) 主契約（一般勘定）

### ①手数料について

- この保険契約をお引き受けするにあたって当社が頂戴する手数料は、保険料積立金（保険契約上は責任準備金といいます。以下同じ）の運用・管理に係る資産運用手数料と加入者管理等の制度管理業務に係る制度管理手数料です。
- 資産運用手数料  
主契約（一般勘定）の資産運用手数料は、当社がお引き受けする保険料積立金のうち主契約（一般勘定）の経過責任準備金（保険料積立金の月始元本平均残高）に比例し、4ページのランクごとの経過責任準備金に対応する資産運用手数料率を乗じた金額の合計額を、毎保険年度末決算時に保険料積立金から取り崩してお支払いいただきます。
- 制度管理手数料  
当社がお引き受けする制度管理業務の種類・内容等に応じて、4ページの制度管理手数料を頂戴します。
- 主契約（一般勘定）の資産運用手数料および制度管理手数料には、その他の各種計算サービスに係る手数料は含まれておりません。これらにつきましては、ご契約の内容に応じ、別途申し受けます。

### ②損失発生リスクとその発生理由

- 主契約（一般勘定）の保険料積立金を取り崩す場合、その事由および金利状況によって払戻等控除を適用し、主契約（一般勘定）の保険料積立金から控除することがあります。  
※年金および一時金等のお支払いは払戻等控除の対象とはなりません。
- 払戻等控除は、10年利付国債について、「①払戻日前日における最新の10年国債応募者利回り」が「②①の国債の発行日以前過去5年間の10年国債応募者利回りの平均値」を上回る場合に発生します。（金利上昇局面において発生する可能性があります。）
- その結果、適用時の金利情勢によっては、**保険料積立金が元本を下回ることがあります。**  
※詳細につきましては、当社パンフレットまたは契約締結前交付書面をご参照ください。

### ③. その他留意点

- 次の場合には、保険料・解約返戻金・保険料積立金・払戻等控除額の計算の基礎となる予定利率等を変更する場合があります。
- 金利水準の低下、その他の著しい経済変動など、この契約の締結の際、予見しえない事情の変更により特に必要と認められた場合

【資産運用手数料率】

住友生命分 経過責任準備金	手数料率
1000万円以下部分	0.700%
1000万円超 5000万円以下部分	0.550%
5000万円超 5億円以下部分	0.350%
5億円超 10億円以下部分	0.200%
10億円超 20億円以下部分	0.200%
20億円超 30億円以下部分	0.200%
30億円超 50億円以下部分	0.200%
50億円超 100億円以下部分	0.180%
100億円超 200億円以下部分	0.160%
200億円超 300億円以下部分	0.160%
300億円超 500億円以下部分	0.160%
500億円超 1000億円以下部分	0.150%
1000億円超 1500億円以下部分	0.140%
1500億円超 2000億円以下部分	0.130%
2000億円超部分	0.120%

■適格退職年金制度の場合、消費税および地方消費税は別途申し受けます。

【制度管理手数料】

		当社単独契約		当社幹事契約		当社総幹事契約		当社副幹事契約		当社非幹事契約	
定額部分	EDP方式に基づく契約	565,000円		605,000円		605,000円		40,000円		—	
	レト方式に基づく契約	265,000円		285,000円		285,000円		20,000円		—	
被保険者数 比例部分*1	1,000人以下部分	1人あたり	625円	1人あたり	625円	1人あたり	625円				
	1,000人超 2,000人以下	〃	550円	〃	550円	〃	550円				
	2,000人超 3,000人以下	〃	500円	〃	500円	〃	500円				
	3,000人超 5,000人以下	〃	425円	〃	425円	〃	425円	—			—
	5,000人超 1万人以下	〃	350円	〃	350円	〃	350円				
	1万人超 3万人以下	〃	200円	〃	200円	〃	200円				
	3万人超	〃	75円	〃	75円	〃	75円				
加入者数 比例部分	1,000人以下部分	1人あたり	725円	1人あたり	725円	1人あたり	725円				
	1,000人超 2,000人以下	〃	725円	〃	725円	〃	725円				
	2,000人超 3,000人以下	〃	700円	〃	700円	〃	700円				
	3,000人超 5,000人以下	〃	655円	〃	655円	〃	655円	—			—
	5,000人超 1万人以下	〃	600円	〃	600円	〃	600円				
	1万人超 3万人以下	〃	550円	〃	550円	〃	550円				
年金 受給者数 比例部分	3万人超	〃	475円	〃	475円	〃	475円				
	1,000人以下部分	1人あたり	4,300円	1人あたり	4,300円	1人あたり	4,300円				
	1,000人超 2,000人以下	〃	2,800円	〃	2,800円	〃	2,800円				
	2,000人超 3,000人以下	〃	2,100円	〃	2,100円	〃	2,100円	—			—
3,000人超	〃	2,000円	〃	2,000円	〃	2,000円					
受託機関数比例に関する事務 (当社以外の1受託機関あたり)			—	1受託機関 あたり*2	20,000円	1受託機関 あたり*2	20,000円	1受託機関 あたり*2	20,000円		—

■上記の制度管理手数料については、平成12年度平均全国消費者物価指数を基準として、毎年の上昇率を加味します。

■適格退職年金制度の場合、消費税および地方消費税は別途申し受けます。

■\*1 被保険者数 = 加入者数 + 年金受給者数 \*2 信託銀行数については複数の場合でも1受託機関とします。

### 3. 厚生年金基金保険(02) 主契約（一般勘定）

#### ①手数料について

- 主契約（一般勘定）の手数料（付加保険料）は、当社がお引き受けする保険料積立金（保険契約上は責任準備金といいます。以下同じ）のうち主契約（一般勘定）の元本平均残高（毎月15日現在の元本残高の年度平均値）に比例し、6ページのランクごとの元本平均残高に対応する付加保険料率を乗じた金額の合計額を、毎保険年度末決算時に保険料積立金から取り崩してお支払いいただきます。
- 当社が総幹事会社の場合、6ページの総幹事業務委託費が加算されます。
- 主契約（一般勘定）の手数料および総幹事業務委託に係る手数料（付加保険料）には、指定年金数理業務に係る手数料、その他の各種計算サービスに係る手数料は含まれておりません。これらにつきましては、別途契約を締結のうえ、所定の手数料を申し受けます。

#### ②損失発生リスクとその発生理由

- 主契約（一般勘定）の保険料積立金を取り崩す場合、その事由および金利状況によって払戻等控除を適用し、主契約（一般勘定）の積立金から控除することがあります。  
※年金および一時金等のお支払いは払戻等控除の対象とはなりません。
- 払戻等控除は、10年利付国債について、「①払戻日前日における最新の10年国債応募者利回り」が「②①の国債の発行日以前過去5年間の10年国債応募者利回りの平均値」を上回る場合に発生します。（金利上昇局面において発生する可能性があります。）
- その結果、適用時の金利情勢によっては、**保険料積立金が元本を下回ることがあります。**  
※詳細につきましては、当社パンフレットまたは契約締結前交付書面をご参照ください。

#### ③その他留意点

- 次の場合には、約款条項の一部を変更し、保険料・解約返戻金・保険料積立金・払戻等控除額の計算の基礎となる予定利率等を変更する場合があります。
- ①金利水準の低下、その他の著しい経済変動など、この契約の締結の際、予見しえない事情の変更により特に必要と認めた場合
  - ②厚生年金保険法および同法に基づく命令の改正により特に必要と認めた場合

【付加保険料率】

住友生命分 元本平均残高	付加保険料率
1000万円以下部分	0.700%
1000万円超 5000万円以下部分	0.550%
5000万円超 5億円以下部分	0.350%
5億円超 10億円以下部分	0.200%
10億円超 20億円以下部分	0.200%
20億円超 30億円以下部分	0.200%
30億円超 50億円以下部分	0.200%
50億円超 100億円以下部分	0.180%
100億円超 200億円以下部分	0.160%
200億円超 300億円以下部分	0.160%
300億円超 500億円以下部分	0.160%
500億円超 1000億円以下部分	0.150%
1000億円超 1500億円以下部分	0.140%
1500億円超 2000億円以下部分	0.130%
2000億円超部分	0.120%

■消費税および地方消費税は別途申し受けます。

【総幹事業務委託費】

- ・ (①定額部分 + ②加入者数比例部分 + ③受給者数比例部分) × 前年度平均全国消費者物価指数 ÷ 平成7年度平均全国消費者物価指数
- ・ ①、②、③の金額は、下表のとおり基金の種類（代行型以外・代行型）および当社が受託する業務の内容（Ⅰ（A）型・Ⅰ（B）型・Ⅱ型）に応じて定まります。

項目	代行型以外			代行型		
	Ⅰ（A）型	Ⅰ（B）型	Ⅱ型	Ⅰ（A）型	Ⅰ（B）型	Ⅱ型
①定額部分	2,796,000	2,817,000	3,036,000	1,934,000	1,949,000	2,100,000
②加入者数比例部分（一人当たり）						
1,000人以下の部分	1,088	1,605	2,469	634	964	1,518
1,000人超 2,000人以下の部分	800	1,338	2,328	457	802	1,444
2,000人超 3,000人以下の部分	657	1,195	2,181	385	730	1,370
3,000人超 5,000人以下の部分	377	915	1,893	249	594	1,230
5,000人超 10,000人以下の部分	167	616	1,244	117	408	811
10,000人超 30,000人以下の部分	126	479	965	84	293	605
30,000人超の部分	117	436	877	76	279	560
③受給者数比例部分（一人当たり）						
1,000人以下の部分	---	4,215	4,215	---	4,215	4,215
1,000人超 2,000人以下の部分	---	2,805	2,805	---	2,805	2,805
2,000人超 3,000人以下の部分	---	2,103	2,103	---	2,103	2,103
3,000人超の部分	---	1,968	1,968	---	1,968	1,968

■消費税および地方消費税は別途申し受けます。

#### 4. 確定給付企業年金保険特別勘定第1特約

##### ①手数料について

○この特約の手数料（付加保険料）は、当社がお引受けする保険料積立金（保険契約上は責任準備金といいます。以下同じ）のうちこの特約部分の各口の経過責任準備金（保険料積立金の月始時価平均残高）に比例する体系としており、各口の所定のランクごとの経過責任準備金に、8ページの付加保険料率を乗じた金額の合計額を、毎保険年度末決算時に保険料積立金から取り崩してお支払いいただきます。

##### ②損失発生リスクとその発生理由

- この特約は、主契約（一般勘定）の保険料積立金の全部または一部を特別勘定で運用し、運用実績をそのままご契約者の保険料積立金に反映させる仕組みの特約です。
  - 国内外の公社債、株式等の特別勘定（口）の運用対象資産が有する価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク等の運用リスクも、ご契約者さまに帰属します。
  - そのため、経済情勢や運用成果により高い収益が期待できる半面、元本保証がなく、運用実績がマイナスになることもあります。
- ※詳細につきましては、当社パンフレットまたは契約締結前交付書面をご参照ください。

○この特約の手数料は、各口の経過責任準備金（月始時価平均残高）の合計額を基準に計算します。ただし、総合口については他の口と合算せず、総合口のみ経過責任準備金を基準に計算します。

【付加保険料率】

経過責任準備金	総合口	円貨建 公社債口	円貨建 転換社債口	円貨建 株式口 (一般型)	円貨建 株式口 (市場連動型)	外貨建 公社債口	外貨建 株式口	短期 資金口
1000万円以下の部分	0.815%	0.620%	0.960%	0.960%	0.400%	0.990%	1.100%	0.050%
1000万円超 5000万円以下の部分	0.640%	0.480%	0.760%	0.760%	0.400%	0.800%	0.875%	0.050%
5000万円超 5億円以下の部分	0.485%	0.365%	0.585%	0.585%	0.400%	0.610%	0.660%	0.050%
5億円超 10億円以下の部分	0.440%	0.330%	0.520%	0.520%	0.400%	0.550%	0.600%	0.050%
10億円超 20億円以下の部分	0.400%	0.290%	0.440%	0.440%	0.300%	0.470%	0.500%	0.050%
20億円超 30億円以下の部分	0.370%	0.260%	0.400%	0.400%	0.250%	0.430%	0.455%	0.050%
30億円超 50億円以下の部分	0.350%	0.240%	0.365%	0.365%	0.200%	0.385%	0.420%	0.050%
50億円超 100億円以下の部分	0.315%	0.225%	0.325%	0.325%	0.150%	0.335%	0.355%	0.050%
100億円超 200億円以下の部分	0.290%	0.205%	0.300%	0.300%	0.110%	0.300%	0.320%	0.050%
200億円超 300億円以下の部分	0.270%	0.190%	0.280%	0.280%	0.110%	0.280%	0.295%	0.050%
300億円超 500億円以下の部分	0.240%	0.170%	0.250%	0.250%	0.110%	0.250%	0.260%	0.050%
500億円超の部分	0.220%	0.155%	0.230%	0.230%	0.110%	0.230%	0.240%	0.050%

- 国内株式の各口のうち、「円貨建株式口P」について円貨建株式口（市場連動型）の手数料が適用されます。
- 消費税および地方消費税は別途申し受けます。
- 上記にはこの特約以外の手数料は含まれておりません。
- 上記のほか、資産運用の過程で売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に関する消費税に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用等を運用費用の一部として間接的にご負担いただきます。なお、売買委託先、売買金額等によって手数料率が変動する等の理由から、これらの計算方法は表示しておりません。

## 5. 新企業年金保険特別勘定特約

### ①手数料について

○この特約の手数料（付加保険料）は、当社がお引受けする保険料積立金（保険契約上は責任準備金といいます。以下同じ）のうちこの特約部分の各口の経過責任準備金（主契約が新企業年金保険の場合は「月始元本平均残高」、主契約が新企業年金保険(02)または保険料にかかる特別な取扱いに関する特則を付加している場合は「月始時価平均残高」）に比例する体系としており、各口の所定のランクごとの経過責任準備金に、10ページの付加保険料率を乗じた金額の合計額を、毎保険年度末決算時に保険料積立金から取り崩してお支払いいただきます。

### ②損失発生リスクとその発生理由

- この特約は、主契約（一般勘定）の保険料積立金の全部または一部を特別勘定で運用し、運用実績をそのままご契約者の保険料積立金に反映させる仕組みの特約です。
- 国内外の公社債、株式等の特別勘定（口）の運用対象資産が有する価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク等の運用リスクも、ご契約者さまに帰属します。**
- そのため、経済情勢や運用成果により高い収益が期待できる半面、**元本保証がなく、運用実績がマイナスになることもあります。**  
※詳細につきましては、当社パンフレットまたは契約締結前交付書面をご参照ください。

○この特約の手数料は、各口の経過責任準備金の合計額を基準に計算します。ただし、総合口については他の口と合算せず、総合口のみ経過責任準備金を基準に計算します。

【付加保険料率】

＜主契約が新企業年金保険(02)または保険料にかかる特別な取扱いに関する特則を付加している場合＞

経過責任準備金	総合口	円貨建 公社債口	円貨建 転換社債口	円貨建 株式口 (一般型)	円貨建 株式口 (市場連動型)	外貨建 公社債口	外貨建 株式口	短期 資金口
1000万円以下の部分	0.815%	0.620%	0.960%	0.960%	0.400%	0.990%	1.100%	0.050%
1000万円超 5000万円以下の部分	0.640%	0.480%	0.760%	0.760%	0.400%	0.800%	0.875%	0.050%
5000万円超 5億円以下の部分	0.485%	0.365%	0.585%	0.585%	0.400%	0.610%	0.660%	0.050%
5億円超 10億円以下の部分	0.440%	0.330%	0.520%	0.520%	0.400%	0.550%	0.600%	0.050%
10億円超 20億円以下の部分	0.400%	0.290%	0.440%	0.440%	0.300%	0.470%	0.500%	0.050%
20億円超 30億円以下の部分	0.370%	0.260%	0.400%	0.400%	0.250%	0.430%	0.455%	0.050%
30億円超 50億円以下の部分	0.350%	0.240%	0.365%	0.365%	0.200%	0.385%	0.420%	0.050%
50億円超 100億円以下の部分	0.315%	0.225%	0.325%	0.325%	0.150%	0.335%	0.355%	0.050%
100億円超 200億円以下の部分	0.290%	0.205%	0.300%	0.300%	0.110%	0.300%	0.320%	0.050%
200億円超 300億円以下の部分	0.270%	0.190%	0.280%	0.280%	0.110%	0.280%	0.295%	0.050%
300億円超 500億円以下の部分	0.240%	0.170%	0.250%	0.250%	0.110%	0.250%	0.260%	0.050%
500億円超の部分	0.220%	0.155%	0.230%	0.230%	0.110%	0.230%	0.240%	0.050%

＜主契約が新企業年金保険の場合＞

経過責任準備金	総合口	円貨建 公社債口	円貨建 転換社債口	円貨建 株式口 (一般型)	円貨建 株式口 (市場連動型)	外貨建 公社債口	外貨建 株式口	短期 資金口
1000万円以下の部分	0.670%	0.500%	0.790%	0.790%	0.400%	0.835%	0.910%	0.045%
1000万円超 5000万円以下の部分	0.520%	0.390%	0.615%	0.615%	0.400%	0.650%	0.710%	0.045%
5000万円超 5億円以下の部分	0.380%	0.285%	0.450%	0.450%	0.400%	0.480%	0.520%	0.045%
5億円超 10億円以下の部分	0.320%	0.240%	0.380%	0.380%	0.400%	0.410%	0.440%	0.045%
10億円超 20億円以下の部分	0.300%	0.220%	0.330%	0.330%	0.300%	0.355%	0.380%	0.045%
20億円超 30億円以下の部分	0.285%	0.205%	0.305%	0.305%	0.250%	0.325%	0.345%	0.045%
30億円超 50億円以下の部分	0.265%	0.190%	0.280%	0.280%	0.200%	0.290%	0.310%	0.045%
50億円超 100億円以下の部分	0.245%	0.175%	0.255%	0.255%	0.150%	0.255%	0.275%	0.045%
100億円超 200億円以下の部分	0.230%	0.165%	0.240%	0.240%	0.110%	0.240%	0.255%	0.045%
200億円超 300億円以下の部分	0.215%	0.155%	0.225%	0.225%	0.110%	0.225%	0.235%	0.045%
300億円超 500億円以下の部分	0.195%	0.140%	0.205%	0.205%	0.110%	0.205%	0.215%	0.045%
500億円超の部分	0.180%	0.130%	0.190%	0.190%	0.110%	0.190%	0.195%	0.045%

■国内株式の各口のうち、「円貨建株式口P」について円貨建株式口（市場連動型）の手数料が適用されます。

■適格退職年金制度の場合、消費税および地方消費税は別途申し受けます。

■上記にはこの特約以外の手数料は含まれておりません。

■上記のほか、資産運用の過程で売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に関する消費税に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用等を運用費用の一部として間接的にご負担いただきます。なお、売買委託先、売買金額等によって手数料率が変動する等の理由から、これらの計算方法は表示しておりません。

## 6. 厚生年金基金保険特別勘定第1特約

### ①手数料について

○この特約の手数料（付加保険料）は、当社がお引受けする保険料積立金（保険契約上は責任準備金といいます。以下同じ）のうちこの特約部分の各口の時価平均残高（毎月15日現在の時価残高の年度平均値）に比例する体系としており、各口の所定のランクごとの時価平均残高に、12ページの付加保険料率を乗じた金額の合計額を、毎保険年度末決算時に保険料積立金から取り崩してお支払いいただきます。

### ②損失発生リスクとその発生理由

- この特約は、主契約（一般勘定）の保険料積立金の全部または一部を特別勘定で運用し、運用実績をそのままご契約者の保険料積立金に反映させる仕組みの特約です。
  - 国内外の公社債、株式等の特別勘定（口）の運用対象資産が有する価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク等の運用リスクも、ご契約者さまに帰属します。
  - そのため、経済情勢や運用成果により高い収益が期待できる半面、元本保証がなく、運用実績がマイナスになることもあります。
- ※詳細につきましては、当社パンフレットまたは契約締結前交付書面をご参照ください。

○この特約の手数料は、各口の時価平均残高の合計額を基準に計算します。ただし、総合口については他の口と合算せず、総合口のみの時価平均残高を基準に計算します。

【付加保険料率】

<主契約が厚生年金基金保険(02)の場合>

時価平均残高	総合口	円貨建 公社債口	円貨建 転換社債口	円貨建 株式口 (一般型)	円貨建 株式口 (市場連動型)	外貨建 公社債口	外貨建 株式口	短期 資金口
1000万円以下の部分	0.815%	0.620%	0.960%	0.960%	0.400%	0.990%	1.100%	0.050%
1000万円超 5000万円以下の部分	0.640%	0.480%	0.760%	0.760%	0.400%	0.800%	0.875%	0.050%
5000万円超 5億円以下の部分	0.485%	0.365%	0.585%	0.585%	0.400%	0.610%	0.660%	0.050%
5億円超 10億円以下の部分	0.440%	0.330%	0.520%	0.520%	0.400%	0.550%	0.600%	0.050%
10億円超 20億円以下の部分	0.400%	0.290%	0.440%	0.440%	0.300%	0.470%	0.500%	0.050%
20億円超 30億円以下の部分	0.370%	0.260%	0.400%	0.400%	0.250%	0.430%	0.455%	0.050%
30億円超 50億円以下の部分	0.350%	0.240%	0.365%	0.365%	0.200%	0.385%	0.420%	0.050%
50億円超 100億円以下の部分	0.315%	0.225%	0.325%	0.325%	0.150%	0.335%	0.355%	0.050%
100億円超 200億円以下の部分	0.290%	0.205%	0.300%	0.300%	0.110%	0.300%	0.320%	0.050%
200億円超 300億円以下の部分	0.270%	0.190%	0.280%	0.280%	0.110%	0.280%	0.295%	0.050%
300億円超 500億円以下の部分	0.240%	0.170%	0.250%	0.250%	0.110%	0.250%	0.260%	0.050%
500億円超の部分	0.220%	0.155%	0.230%	0.230%	0.110%	0.230%	0.240%	0.050%

<主契約が厚生年金基金保険の場合>

時価平均残高	総合口	円貨建 公社債口	円貨建 転換社債口	円貨建 株式口 (一般型)	円貨建 株式口 (市場連動型)	外貨建 公社債口	外貨建 株式口	短期 資金口
1000万円以下の部分	0.440%	0.330%	0.520%	0.520%	0.400%	0.550%	0.600%	0.050%
1000万円超 5000万円以下の部分	0.440%	0.330%	0.520%	0.520%	0.400%	0.550%	0.600%	0.050%
5000万円超 5億円以下の部分	0.440%	0.330%	0.520%	0.520%	0.400%	0.550%	0.600%	0.050%
5億円超 10億円以下の部分	0.440%	0.330%	0.520%	0.520%	0.400%	0.550%	0.600%	0.050%
10億円超 20億円以下の部分	0.400%	0.290%	0.440%	0.440%	0.300%	0.470%	0.500%	0.050%
20億円超 30億円以下の部分	0.370%	0.260%	0.400%	0.400%	0.250%	0.430%	0.455%	0.050%
30億円超 50億円以下の部分	0.350%	0.240%	0.365%	0.365%	0.200%	0.385%	0.420%	0.050%
50億円超 100億円以下の部分	0.315%	0.225%	0.325%	0.325%	0.150%	0.335%	0.355%	0.050%
100億円超 200億円以下の部分	0.290%	0.205%	0.300%	0.300%	0.110%	0.300%	0.320%	0.050%
200億円超 300億円以下の部分	0.270%	0.190%	0.280%	0.280%	0.110%	0.280%	0.295%	0.050%
300億円超 500億円以下の部分	0.240%	0.170%	0.250%	0.250%	0.110%	0.250%	0.260%	0.050%
500億円超の部分	0.220%	0.155%	0.230%	0.230%	0.110%	0.230%	0.240%	0.050%

■国内株式の各口のうち、「円貨建株式口P」について円貨建株式口（市場連動型）の手数料が適用されます。

■消費税および地方消費税は別途申し受けます。

■上記にはこの特約以外の手数料は含まれておりません。

■上記のほか、資産運用の過程で売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に関する消費税に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用等を運用費用の一部として間接的にご負担いただきます。なお、売買委託先、売買金額等によって手数料率が変動する等の理由から、これらの計算方法は表示しておりません。

## 7. 厚生年金基金保険特別勘定第2特約

### ①手数料について

○この特約の手数料（付加保険料）は、当社がお引受けする保険料積立金（保険契約上は責任準備金といいます。以下同じ）のうちこの特約部分の各資産の時価平均残高（毎月15日現在の時価残高の年度平均値）に比例する体系としており、各資産の所定のランクごとの時価平均残高に、14ページの付加保険料率を乗じた金額の合計額を、毎保険年度末決算時に保険料積立金から取り崩してお支払いいただきます。

### ②損失発生リスクとその発生理由

○この特約は、主契約（一般勘定）の保険料積立金の全部または一部についてご契約者単独の特別勘定が設定され、他のお客さまの資産との合算をせず、単独で管理・運用します。運用実績は、そのままご契約者の保険料積立金に反映させる仕組みとなっています。

○国内外の公社債、株式等の特別勘定の運用対象資産が有する価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク等の運用リスクも、ご契約者に帰属します。

○そのため、経済情勢や運用成果により高い収益が期待できる半面、元本保証がなく、運用実績がマイナスになることもあります。

※詳細につきましては、契約締結前交付書面をご参照ください。

○この特約の手数料は、各資産の時価平均残高の合計額を基準に計算します。

【付加保険料率】

責任準備金額	円貨建 公社債 部分 (%)	円貨建 転換社 債部分 (%)	円貨建 株式 部分 (%)	外貨建 公社債 部分 (%)	外貨建 株式 部分 (%)	短期資 金 部分 (%)
10億円以下の部分	0.385	0.575	0.575	0.605	0.655	0.050
10億円超 20億円以下の部分	0.290	0.440	0.440	0.470	0.500	0.050
20億円超 30億円以下の部分	0.260	0.400	0.400	0.430	0.455	0.050
30億円超 50億円以下の部分	0.240	0.365	0.365	0.385	0.420	0.050
50億円超 100億円以下の部分	0.225	0.325	0.325	0.335	0.355	0.050
100億円超 200億円以下の部分	0.205	0.300	0.300	0.300	0.320	0.050
200億円超 300億円以下の部分	0.190	0.280	0.280	0.280	0.295	0.050
300億円超 500億円以下の部分	0.170	0.250	0.250	0.250	0.260	0.050
500億円超 1,000億円以下の部分	0.155	0.230	0.230	0.230	0.240	0.050
1,000億円超 2,000億円以下の部分	0.155	0.230	0.230	0.230	0.240	0.050
2,000億円超の部分	0.155	0.230	0.230	0.230	0.240	0.050

■消費税および地方消費税は別途申し受けます。

■上記にはこの特約以外の手数料は含まれておりません。

■上記のほか、資産運用の過程で売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に関する消費税に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用等を運用費用の一部として間接的にご負担いただきます。なお、売買委託先、売買金額等によって手数料率変動する等の理由から、これらの計算方法は表示しておりません。

8. 新単位口別利率設定特約Ⅰ型（G I C特約資産固定タイプ）  
 9. 新単位口別利率設定特約Ⅱ型（G I C特約給付確保タイプ）

< G I C特約給付確保タイプは、確定給付企業年金保険にのみ付加できます。 >

①手数料について

○この特約の手数料（付加保険料）は、当社がお引き受けする保険料積立金（保険契約上は責任準備金といいます。以下同じ）のうち、この特約の経過責任準備金（保険料積立金の月始元本平均残高）に比例する体系としており、所定のランクごとの経過責任準備金に右記の付加保険料率を乗じた金額の合計額を、毎保険年度末決算時に保険料積立金から取り崩してお支払いいただきます。

○ただし、各単位口の手数料はそれぞれの予定利率の1/2にて計算した額を超えないものとします。また手数料の計算に使用する経過責任準備金はG I C特約部分（G I C特約（給付確保タイプまたは資産固定タイプ）が付加されている場合にはその部分を含みます）の経過責任準備金で判定し主契約（一般勘定）および特別勘定特約との通算は行いません。

②損失発生リスクとその発生理由

○この特約は、主契約（一般勘定）の保険料積立金の一部を充当することにより設定される単位口ごとに、予定利率保証期間および金利情勢に応じた予定利率を設定する仕組みの保険です。

○単位口期間の途中で解約（解除）の場合は、単位口ごとに予定利率、解約時の国債利回りおよび単位口の残存期間に応じて計算した金額を「解約（解除）充当金」として主契約へ充当いたします。

○解約（解除）充当金は解約（解除）時の金利環境によっては解約（解除）時の保険料積立金を下回ることがあります。また、単位口への充当金を下回ることもあります。

※詳細につきましては、当社パンフレットまたは契約締結前交付書面をご参照ください。

【付加保険料率】

経過責任準備金	付加保険料率
1000万円以下部分	0.360%
1000万円超 5000万円以下部分	0.340%
5000万円超 5億円以下部分	0.320%
5億円超 10億円以下部分	0.300%
10億円超 20億円以下部分	0.290%
20億円超 30億円以下部分	0.260%
30億円超 50億円以下部分	0.240%
50億円超 100億円以下部分	0.225%
100億円超 200億円以下部分	0.205%
200億円超 300億円以下部分	0.190%
300億円超 500億円以下部分	0.170%
500億円超部分	0.155%

■消費税および地方消費税は別途申し受けます。

■上記にはこの特約以外の手数料は含まれておりません。

10. 新単位口別利率設定特約 I 型 (G I C 特約資産固定タイプ)

①手数料について

○この特約の手数料(付加保険料)は、当社がお引き受けする保険料積立金(保険契約上は責任準備金といいます。以下同じ)のうち、この特約の元本平均残高(毎月15日現在の元本残高の年度平均値)に比例する体系としており、所定のランクごとの元本平均残高に右記の付加保険料率を乗じた金額の合計額を、毎保険年度末決算時に保険料積立金から取り崩してお支払いいただきます。

○ただし、各単位口の手数料はそれぞれの予定利率の1/2にて計算した額を超えないものとします。また手数料の計算に使用する元本平均残高はG I C特約部分の元本平均残高で判定し主契約(一般勘定)および特別勘定特約との通算は行いません。

②損失発生リスクとその発生理由

○この特約は、主契約(一般勘定)の保険料積立金の一部を充当することにより設定される単位口ごとに、予定利率保証期間および金利情勢に応じた予定利率を設定する仕組みの保険です。

○単位口期間の途中で解約(解除)の場合は、単位口ごとに予定利率、解約時の国債利回りおよび単位口の残存期間に応じて計算した金額を「解約(解除)充当金」として主契約へ充当いたします。

○**解約(解除)充当金は解約(解除)時の金利環境によっては解約(解除)時の保険料積立金を下回ることがあります。また、単位口への充当金を下回ることがあります。**

※詳細につきましては、当社パンフレットまたは契約締結前交付書面をご参照ください。

【付加保険料率】

元本平均残高	付加保険料率
1000万円以下部分	0.360%
1000万円超 5000万円以下部分	0.340%
5000万円超 5億円以下部分	0.320%
5億円超 10億円以下部分	0.300%
10億円超 20億円以下部分	0.290%
20億円超 30億円以下部分	0.260%
30億円超 50億円以下部分	0.240%
50億円超 100億円以下部分	0.225%
100億円超 200億円以下部分	0.205%
200億円超 300億円以下部分	0.190%
300億円超 500億円以下部分	0.170%
500億円超部分	0.155%

■消費税および地方消費税は別途申し受けます。

■上記にはこの特約以外の手数料は含まれておりません。

ご留意いただく事項

<p>1 1. スミセイの積立年金(利率保証型/5年) 確定拠出年金保険(単位保険別利率設定型/5年) 1 2. スミセイのスーパー積立年金(利率保証型/10年) 確定拠出年金保険(単位保険別利率設定型/10年)</p>	
<p>手数料について</p>	<p>本商品では、積立金額から控除する手数料はありません。 なお、各単位保険の「保証利率」は、国債の流通利回りを参考に定める予定利率から、予定事業費率(上限0.5%)を差し引いて設定され、積立金額は元金(払込保険料合計)に保証利率を付利して算出されます。</p>
<p>損失発生リスクとその発生理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>この保険契約にお払い込みいただいた保険料は国債等で運用し、解約時等には、国債等を市場で売却します。国債等の売却時に債券価格が下落しているとき(金利上昇時)は損失が発生するため、この損失に相当する額を市場価格調整(解約控除)としてご負担いただきます。</li> <li><b>解約控除の適用により、解約控除額がそれまでの利息相当分を上回り、結果としてお支払いする金額が払込保険料合計を下回ることがあります。</b></li> <li>解約控除額は、「解約時点の積立金額」をもとに「解約する単位保険の保証利率設定時に基準とした国債の流通利回り」と「残存期間が解約する単位保険の残存利率保証期間に等しい国債の流通利回り」の状況を勘案して算出します。両国債の流通利回りの状況によっては、解約控除額がゼロとなることもあります。</li> <li>解約控除が適用される払戻事由は、つぎのとおりです。             <ol style="list-style-type: none"> <li>他商品への預替え(5年⇔10年の預替えを含む)</li> <li>老齢年金としての当社年金商品以外への預替え</li> <li>分割払年金として支払うための取崩し</li> <li>年金開始後の請求による一時金支払い(死亡給付を除く)</li> <li>運用の方法からの除外</li> </ol> </li> <li>老齢・障害給付金等の給付金を一時金、確定年金もしくは終身年金としてお支払いする場合、あるいは、離転職等により個人別管理資産を転職先の企業型確定拠出年金制度や個人型確定拠出年金制度に移換する場合には、解約控除の適用はありません。</li> </ul> <div data-bbox="1299 670 1993 909" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>《解約控除(市場価格調整)のイメージ》</p> </div>
<p>その他留意点</p>	<p>(スミセイのスーパー積立年金(利率保証型/10年)の取扱いについて)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>55歳以上の方は購入することができないため、55歳以上の方が新規に本商品を購入しようとする場合、スミセイの積立年金(利率保証型/5年)に自動的に振り替えられます。</li> </ul> <p>(契約条件の変更)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当社の業務もしくは財産の状況の変化により、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。(保険業法第240条の2に定められた「契約条件の変更」をいいます。)</li> </ul> <p>(保険契約者保護の取扱)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。</li> <li>保険契約者保護の措置の詳細については、「生命保険契約者保護機構」までお問い合わせください。 生命保険契約者保護機構：TEL 03-3286-2820 ホームページアドレス <a href="http://www.seihohogo.jp/">http://www.seihohogo.jp/</a></li> </ul>